

第19回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和8年3月6日（金）

午前 9時30分 開 会

委員長 皆さん、おはようございます。予算審査特別委員会委員長に選任されました高橋義彦です。定められた日程内に審査が終了できるように努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いします。

出席委員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから令和8年度西和賀町各会計予算についての予算審査特別委員会を開会します。

次に、内記町長より提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

会議の前に、委員及び執行機関の皆様をお願いをしておきます。委員各位におかれましては、質問する内容についてはあらかじめ調べられておることと思いますが、各課の審査の冒頭で担当課長より歳入歳出予算の概要説明を受けて審査していきます。

審査は、各課ごとに行い、各課ごとの一般会計の質疑に関し、歳入については一括で、歳出についてはページごとに進めていきます。一方、特別会計などの一部の会計については、歳入歳出とも一括して質疑を受け付けますので、よろしく願いいたします。

本特別委員会では、質問の回数制限を設けませんが、回数や金額といった数字のみを問うようなもの、あるいはただ単に事業の内容を問うもの、また予算に計上されていない事業の質問についてはご遠慮願います。一般質問にならないように、十分質疑を尽くしていただきたいと思っております。

また、タブレット端末を使用してペーパーレス化に取り組んでおりますので、質問者、答弁者とも質問、答弁する資料とページを明確にしてから発言するようお願いいたします。あわせて、質問者、答弁者は、簡潔明瞭をお願いいたします。

特別委員会に出席した説明員の答弁に当たっては、課長代理まで答弁できることとしておりますが、答弁する説明員は挙手し、当職の許可を得てから答弁するようにしてください。

初めに、特別委員会の日程について配付のとおりで、本日から3月11日までの審査日程で終わるようにしたいと思っておりますが、この際委員各位にお諮りいたします。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議なしと認めます。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、最終日に行う総括質疑に当たっては、複数の課にわたる予算に関する質疑、複数の会計に関係する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととします。このため、各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問は、これを認めませんので、ご協力をお願いいたします。改めて、委員各位と執行機関の皆様のご議事進行に対するご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

初めに、町民課の審査を行います。町民課が所管するのは、2款総務費、3款民生費、4款衛生費であります。町民課長から予算の概要説明を求めます。

町民課長。

町民課長 本日の予算審査、どうぞよろしくお願いをします。町民課で所管する事務は、大別すると光放送、交通防犯、住基、戸籍、火葬場、ごみ、し尿処理、庁舎管理になります。

それでは、着座にて説明を続けます。それでは、説明を続けますが、主に町民課抜粋の予算書に沿って概要を説明します。なお、本年度の予算額と比較し、差額の大きい事項の説明を加えながら説明をしていきます。

初めに、歳出から説明いたします。5ページをお開きください。2・1・5財産管理費は、庁舎の維持管理、公用車の維持費用となります。庁舎、公用車とも適正に事務執行していきたいと考えております。なお、前年度との差額の主なものは、令和8年度は公用車2台分の車検費用が追加になっており、増となっているものです。

6ページです。2・1・6企画費ですが、光放送に関する経費で、適正に事務執行していきたいと考えております。事業の詳細については、予算説明書に記載してあるとおりです。

7ページです。2・1・7交通安全対策費は、交通安全に関する経費で、交通指導隊、交通安全協会沢内支会、湯田支会、その他の関係団体とも連携し、適正に事務執行していきたいと考えております。なお、前年度との差額の主なものは、交通指導車の車検整備費用の減などによるものです。

8ページです。2・3・1戸籍住民基本台帳費は、住民票等の発行に伴う窓口業務に関する経費ですが、適正に事務執行していきたいと考えております。なお、前年度との差額の大きなものは、令和8年度事業で町内2郵便局において、マイナンバーカードの電子証明書の更新業務を委託しようということで考えているわけですが、その関連経費とシステム標準化に伴う戸籍附票システムの関連経費

で増額になっているわけですが、令和7年度事業にて戸籍総合クラウド化事業等の完了に伴い、結果として減になっているものです。

10ページです。3・1・1社会福祉総務費は、人権擁護、消費者行政、遺族会などに関する経費で、いずれも適正に事務執行していきたいと考えております。

12ページです。3・1・4防犯対策費は、防犯に関する経費で、防犯協会、防犯隊とも連携し、適正に事務執行していきたいと考えております。

13ページです。3・4・1国民年金事務費は、国民年金事務に関する経費で、適正に事務執行していきたいと考えております。

続いて、4・1・2予防費は、狂犬病の予防接種に関する経費で、適正に事務執行していきたいと考えております。

14ページです。4・1・3環境衛生費は、火葬場に関する経費で、適正に事務執行していきたいと考えております。

4・1・4公害対策費ですが、環境施策に関する経費で、適正に事務執行していきたいと考えております。なお、前年度との差額の大きなものは、令和7年度事業で地球温暖化対策実行計画策定業務が完了することによる減によるものです。

4・2・1ごみ処理費は、ごみ処理に関する経費で、適正に事務執行していきたいと考えております。なお、前年度との差額の大きなものは、さきの12月定例会にて契約議案を上程し議決を得ました、沢内地区を巡回するじんかい車の取得費用の増によるものです。事業の詳細については、予算説明書に記載してあるとおりです。

16ページです。4・2・2し尿処理費は、し尿処理に関する経費で、適正に事務執行していきたいと考えております。

次に、歳入についてご説明いたします。3

ページをお開きください。16・2・1・2戸籍住民基本台帳費補助金の減は、令和8年度事業でマイナンバーカード電子証明書の郵便局への委託費の増などがありますが、令和7年度事業で社会保障・税番号制度システム、戸籍住民基本台帳整備費などの事業が完了したことから、結果として減額となっているものです。このほか各種歳入を充当しながら事務執行していきたいと考えているところです。

以上で町民課が所管する当初予算についての概要説明を終了します。よろしくお願いをします。

委員長 町民課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関しページごとに審査を進めます。

5ページ、6ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、7ページ、8ページ、9ページ、10ページまで。

高橋敏樹委員。

5番 郵便局電子証明書更新業務委託料……

委員長 ページ数を。

5番 10ページの郵便局電子証明書更新業務委託料についてなのですが、2郵便局ということでしたけれども、町内5郵便局あるわけですが、どちらで手続きできるかということと、選定の根拠を教えてくださいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 まず、町内には5局の郵便局がありますが、更新作業を委託するのは、湯本温泉郵便局と川舟郵便局になります。

それで、なぜ2局にしたかということですが、理由としては総合的に判断したということになるわけですが、大きくはやっぱ

り財政面です。今回郵便局に委託するに当たって、国の財政支援を得られるわけですが、当然導入した機器は陳腐化していきますので、更新する際に、それらの国の財政支援がどのようになるかというのが現時点で見通しができなかったということを踏まえ、その上で役場庁舎への距離の平準化を図るということで、旧町村単位の役場からそれぞれ一番遠いところ、つまり湯田庁舎でいうと湯本温泉郵便局、それから沢内庁舎でいうと川舟郵便局ということになるので、その2局に選定したということです。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 7ページ、交通指導員設置事業についてですけれども、現状で欠員等は生じていないのか、またこれまでの経緯からして、もし欠員が生じたようなときの補充について課題等がないのかお伺いします。

委員長 町民課長。

町民課長 交通指導員についての欠員の状況ですけれども、現在は欠員が生じておりません。

それから、今後の欠員が生じた場合の補充ということですが、これは交通指導員に限ったことではありませんが、やはり高齢化ということがありますので、そういったところが課題だなというふうには認識しております。

以上です。

委員長 刈田敏委員。

11番 先ほどの郵便局なのですが、財政面で総合的に判断したということでしたけれども、利便性からいくと、やっぱりその辺は考慮していかなければいけないこともあるのではないかと思いますけれども、今後に関しても追加、5局のうち2局ですずっとやっていこうという考えなのか、その辺をお伺いします。

委員長 町民課長。

町民課長 現状では、2局でやっていこうという考えです。というのも、先ほど言ったとおり、国の補助金の関係が見通せない。現状では、国の補助金使えるわけですが、例えば次年度以降、来年度使えるのかといったことも現時点で見通せないものですから、取りあえずは2局でやっていくという考えでございます。

以上です。

委員長 刈田敏委員。

11番 予算的なことで、追加になることも視野にあるということですか。確認しておきます。

委員長 町民課長。

町民課長 この場で断言はできませんけれども、例えば郵便局での取扱いを増やしてほしいとか、町民の声もある程度ニーズをつかみながら、その辺は対応していくことも検討したいとは思いますが、現状ではいずれ2局でということ考えているところです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、11ページ、12ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、質疑ございませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、14ページのごみの処理の総務費についてですが、この中と申しますか、ごみ処理においてのごみ袋についてなのですが、以前ごみ袋の見直しについて中部広域行政組合のほうで不燃ごみの処理施設が更新になる令和8年当初をめどに更新するというような答弁をいただきました。不燃ごみの処理施設のほうは、いろいろな事情があって令和8年度にはできないようではありますが、ごみ袋の見直しについて令和8年度

されるのか、お伺いいたします。

委員長 町民課長代理。

町民課長代理 質問ありがとうございます。令和8年の見直しというお話がありましたけれども、以前のご質問で確かに岩手中部の不燃ごみ処理施設が稼働の時期に合わせて見直しというようにお話をさせていただきました。令和8年度においてのごみ袋の見直しというのは、基本的にはうちの公衆衛生組合さんとか、そういったところと協議を進めながらやっているものですが、その中でまだ話題にはなっていないということもございましたので、8年度の見直しについては考えていないところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 公衆衛生組合では話題になっていないということでしたのですけれども、最初導入した際に、いろいろ袋が裂けやすいというようなことで見直しされたと思います。その後、今改良された袋だと思うのですが、実際使っている中では、特に冬場の寒い時期など、ちょっと角張った物なんか入った場合に裂けやすいというようなことが見られるような気がします。同じく、先ほど言いました中部のほうである、例えば北上市の知り合いなんか聞いた場合に、袋使っていてそういうふうな感想というか、切れやすいというようなことはないというふうに聞いているのですけれども、北上地区とごみ処理施設で統合しているという中で、袋も同じ業者、同じものを使用しながら、表のプリントは変えなければいけないのでしょうか、同じような袋を使ったほうが効率的ではないかというようなふうに思うのですが、その辺の検討も今のところはしていないということなのでしょうか。

委員長 町民課長代理。

町民課長代理 ごみ袋の、近隣で言いますと北上市、それから岩手中部だと花巻、遠野もご

ざいまして、袋の統一化というか、そういったすり合わせ等はまだ検討はしておりません。特に不燃ごみの処理施設の建設に当たってなので、ごみの種類の統一とか、そういったところは進めていたのですけれども、その部分についてはまだ検討しておりませんでしたので、この後もごみのすり合わせはまだまだ続いていくのですけれども、その中でこちらからの提案で話題にするということもあり得ますので、ご指摘のとおり、検討の中にちょっと含めておきたいなというふうには思います。

委員長 真嶋実委員。

2番 16ページ、ごみ処理事業のごみ収集車、じんかい車の更新ですけれども、今回の計画では沢内地区、平成24年度導入で43万8,000キロということですのでけれども、町全体とすると湯田、沢内、それぞれに1台ずつの体制なのかということ、それから湯田のほうについては現状で何年程度たつて、どのぐらいの距離を走って、今後何年後ぐらいの更新のめどとしているのかお知らせ願います。

委員長 町民課長代理。

町民課長代理 ご質問ありがとうございます。今じんかい車、いわゆるパッカー車と呼ばれているものですが、そちらのほうは町内には3台ございます。湯田、沢内地区、それぞれに1台ずつ配備されておりまして、かつて使っていた1台を予備車両として沢内清掃センターのほうに保管して、車検とか修理とかのときに予備車両として対応しております。

ご質問のありました湯田地区のじんかい車につきましては、2月末時点で34万2,000キロほど走行しております、平成25年の登録といたしますか、購入という形で運用しております。ちなみに、沢内地区のほうについては、さきにご案内していたとおり、平成24年に、1年前に購入していたものになります。

その後の湯田地区の更新に当たりましては、やっぱり年数も経過しておりますし、走行距離も、そのとおりの距離を走っております。車自体は、丁寧に扱っていただいているので、長もちはしているところですが、早い段階での購入をというふうにご案内しております。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 ありがとうございます。もう一台の予備車があるということ認識しましたけれども、予備車については何キロぐらいと、予備なので、あまり年式にはこだわらないのかもしれませんが、含めて年式、距離数等々を教えてくださいたいです。

委員長 町民課長代理。

町民課長代理 すみません、走行距離については、ちょっとこちらでも把握していた資料がすぐ出てこないもので、申し訳ございませんが、予備車の購入時期が平成13年度に購入していたものでしたので、取り急ぎその部分だけお答えいたします。

委員長 高橋宏委員。

8番 16ページの電池処理の業務委託料についてなのですが、最近各地でモバイルバッテリーの事故の発生が言われておりますけれども、当町で電池処理について特別に町民に喚起していくのか、それとも処理方法について特別に分別していくというような方針があるのかお伺いします。

委員長 町民課長代理。

町民課長代理 ありがとうございます。私どもの電池処理に関して言いますと、令和6年度から電池、ボタン電池も含めて回収しますというふうにご案内しております。その中では、リチウムイオン電池のほうについても、回収について特段の指導というか、そういったものはしておりません。というのは、うちのほうの電池の回収に当たっては、基本的に電池

は電池と、危険物として別で回収しているので、ほかの事案でよく火災とかの事案であるように、パッカー車の中で圧縮されるとか、そういった事案がないので、基本的には皆さん通常の電池だけというような形でごみを出していただければというふうにごみ収集は行っているところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 町内でそういうふうに戻されていって、中部のほうで最終のところでは特にまた分別してということで、処理の仕方に関して事故が起こるような状態ではないというふうに理解しているのでしょうか。

委員長 町民課長代理。

町民課長代理 現時点では、岩手中部のほうに持っていつているわけではなくて、今のところまだ西和賀町内の清掃センターのほうに保管してある形で、たまって、そのときが来たら処理業者のほうに委託するような形に考えておるところです。

委員長 真嶋実委員。

2番 念のための確認ですが、今の電池収集の枠の中で、モバイルバッテリーも既に回収していただけるということか、ちょっと意外と周知があれなのかなと思いますので、確認をお願いします。

委員長 町民課長代理。

町民課長代理 そのとおりで、モバイルバッテリーの形としますとリチウムイオン電池ということで、その中で含んでいますので、回収しないというわけではございませんので、大丈夫です。

先ほど真嶋委員さんのほうからご質問のありました予備車の走行距離についてですけれども、40万2,000キロほど走っている形になります。

委員長 真嶋実委員。

2番 そうしますと、場合によっては、次年度以降で更新するときというのは、地区割当

てをしているものをそのまま更新していくのか、今使用しているものを予備に回してというような、そういう検討もあり得るということでしょうか。

委員長 町民課長代理。

町民課長代理 現状の予備車が、先ほど申し上げたとおり平成13年の導入のもので、機械的にももうかなり古くなっているということで、現在湯田、沢内地区で使っている車両のほうはまず平成24、25ということなので、比較的新しいものです。整備のほうもしっかりやっていますので、そのうちのどちらかの車両を予備車として残していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで町民課への審査をひとまず終了し、次の総務課の審査に移るため、10時30分まで休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時30分 再 開

委員長 休憩を解き審査を始めます。

続いて、総務課の審査を行います。総務課が所管するのは、2款総務費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金であります。総務課長から予算の概要説明を求めます。

総務課長。

総務課長 おはようございます。総務課の令和8年度予算審査、よろしくお願いたします。

それでは、総務課の令和8年度当初予算の概要について、令和8年度一般会計予算歳入歳出明細書に基づき説明をさせていただきます。

初めに、歳出について説明いたします。歳入歳出明細書の5ページからになります。総務課所管予算については、経常的な経費が主なものになりますが、前年度から内容や金額が変わった部分などの概要について説明をしたいと思います。

6ページを御覧いただきたいと思います。2款1項1目一般管理費、総務事務費では、1節報酬になりますけれども、会計年度任用職員1名分が増額となっております。新たに雇用する事務員には、公有財産台帳の整備更新の業務をお願いするものでございます。

7ページ、13節使用料及び賃借料に電子入札コアシステム賃借料48万円、電子入札システム使用料213万6,000円、また8ページ、18節負担金、補助及び交付金に入札参加資格申請受付システム共同利用負担金132万円を計上しています。令和8年度は、入札参加資格に係る名簿の更新の年となることから、入札参加資格申請受付システム共同利用負担金は、昨年度より増額となっております。

5目財産管理費は459万2,000円の減額となっておりますが、その主なものは財産管理費の公共施設等総合管理計画の改定業務委託料の減額と、公用車管理費、湯田の公用車の購入の減額が主なものとなります。

次に、9ページを御覧ください。6目企画費、まちなか交流館管理費345万4,000円ですが、光熱水費のほか、10ページ、維持管理業務委託料195万7,000円などを計上しております。なお、令和8年度の除雪業務委託料についても昨年同様に、今シーズンの実績や天気の長期予報などを参考にした上で、9月議会での補正予算を予定しております。事業の詳細は、予算説明書12ページ上段に記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

行政情報化推進事業9,099万2,000円の主なものでございますが、12節委託料の西和賀町DXアドバイザー（CIO補佐）業務委託料523万8,000円は、自治体DXの着実な推進と職員のITリテラシーの向上を図るため、専門知識や経験を有する外部の専門業者にDXアドバイザー業務を委託するものです。財源は、委託料の7割に当たる特別交付税を見込むものでございます。

また、ネットワーク機器更新業務委託料703万9,000円、ガバメントクラウド運用管理補助者業務委託料268万1,000円、13節使用料及び賃借料、11ページになりますけれども、クライアントパソコン賃借料1,529万1,000円、内部情報系無線LAN機器等賃借料254万8,000円、ブラウザ分離環境機器賃借料499万4,000円、内部情報システム使用料1,209万円など、主な委託料、賃借料を挙げましたが、これらは役場の庁内ネットワークで使用している機器及びシステムの維持等に係る関連経費を見込んでおります。なお、今年度デスクトップパソコンからノートパソコンに更新しました。更新により持ち運びが可能となり、今日も持参しておりますけれども、業務の効率化やペーパーレス化の促進が図られてきております。

生成AIシステム使用料133万1,000円は、行政サービスの効率化と業務負担の軽減を目的に令和8年度から導入するものです。具体的には、文書の作成や校正、アイデア出し、会議録などの文字起こしに活用したいというふうにご検討いただいております。

8目自治振興費、地域づくり推進事業3,781万7,000円の主なものは、ちょっと12ページになりますけれども、令和8年度は地域づくり計画支援員業務委託料80万円ということで、2地区分を計上しております。地域づくり計画に対する町の支援策としては、現在地域づくり計画を作成した場合に一括交付金

5万円を地域づくり組織に追加交付することとしておりますが、計画策定後の実施段階での支援も重要となってきております。計画実施のための地域での話合いの促進や、計画に掲げた具体的な取組の着実な実行をする地域に地域づくり計画推進員を配置することになっているものでございます。

北部活性化拠点施設実施設計業務委託料720万4,000円は、町北部の活性化を目指して、貝沢、若畑区では地域が主体となり話合いと取組が進められてきており、令和8年度は北部活性化拠点施設整備に向けた実施設計業務委託料を計上するものでございます。

次に、集落支援員管理業務委託料529万円は、持続的な地域運営に向けた話合いを進める役割を担う地域専属の集落支援員を地域づくり組織ごとに配置するための委託料になります。令和8年度は、1地区分を見込んでおります。18節負担金、補助及び交付金の地域づくり組織一括交付金は、昨年度と同規模の予算額となっております。

地域活動活性化推進事業費補助金50万円は、北部活性化推進委員会が実践している北部地区の活性化の活動に対する支援を行うものです。事業の詳細は、予算説明書12ページ下段に記載しておりますので、確認をいただきたいと思っております。

次に、コミュニティ助成事業380万円は、一般財団法人自治総合センターからの助成を受けて事業を実施予定をしている町内2つの地域づくり組織に対する補助金になります。

集落支援センター運営事業3,200万4,000円は、集落支援員6名分に係る人件費や、支援員が業務で使用している携帯電話、支援センターのWi-Fiの通信料、活動車両の借上料などを合わせて計上してございます。昨年度より予算が増額となっているのは、人事院勧告により報酬の増額が主なものとなります。コミュニティ助成事業と集落支援センター運

営事業の詳細については、予算説明書13ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、13ページを御覧ください。9款1項1目非常備消防総務費175万4,000円の増額は、令和8年度消防操法競技会が行われるため、その関連経費と、消防団員用のポロシャツ購入が主なものであります。

14ページ、消防設備管理費の10節需用費の修繕料118万円は、消防車両10台分の車検、修繕料を計上しております。

2目常備消防費2億5,214万円は、北上地区消防組合分賦金となります。

3目消防施設費2,153万8,000円の減額は、前郷地区の消防屯所建設分が主なものです。

15ページ、消防ポンプ自動車購入事業3,666万7,000円は、西和賀町消防団第3分団第2部、地区で言うと新町になりますけれども、が使用している消防ポンプ自動車の更新に係る経費を計上しております。消防ポンプ自動車購入事業の詳細は、予算説明書14ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

4目防災対策費533万8,000円の減額は、岩手県、県内消防機関、県内消防本部、県内市町村で共同運用している岩手県防災行政情報通信ネットワークの更新が完了したことに伴うものです。

続いて、歳入について説明いたします。主な歳入について説明いたします。2ページをお開きください。16款国庫支出金、総務管理費補助金、デジタル基盤改革支援事業費653万4,000円は、町民課の歳出になりますが、2款3項1目戸籍住民基本台帳の戸籍附票システム標準化対応業務委託料に対して10分の10の補助金になります。新しい地方経済・生活環境創生交付金385万2,000円は、歳出の北部活性化拠点施設実施設計業務委託料及び地域活動活性化推進事業費に対して2分の1の

補助金になります。

3 ページ、22 款諸収入、自治総合センターコミュニティ事業助成金は、歳出のコミュニティ事業の助成金になります。

23 款町債、1 目総務債720 万円は、地域づくり推進事業の財源として地方債、辺地債を見込むものです。

6 目消防債3,600 万円は、消防ポンプ自動車購入事業の財源として地方債、緊急防災・減災事業債を見込むものです。

以上で総務課に係る予算概要の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長 総務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8 番 私からは、3 ページの旧東大野公民館、ふるさと館の売電代として1,000 円計上されていますけれども、これは前年度の売電代の実績を見込んだの予算計上ということなのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

3 ページ、22 款 4 項 1 目雑収入の旧東大野公民館（ふるさと館）の売電代1,000 円のご質問でございますけれども、これは実績に基づくものではございません。毎年頭出しで1,000 円出させてもらっていて、その年の天候状況によって、太陽光発電、あそこに設置されていますので、状況変わってきますので、頭出しということで1,000 円の今回予算計上させてもらっているというような内容でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関しページごとに審査を進めます。

5 ページ、6 ページ、質疑ありませんか。

真嶋実委員。

2 番 6 ページの総務事務費の報酬ですが、もう先ほど説明があったようですが、1 名増で公有財産等の管理ということですが、昨年までと業務の変わった部分というのはどういうところなのか教えてください。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

ご質問は、6 ページということで、総務事務費の事務員ということになりますが、報酬についてお答えしたいと思います。

この増額であります、新たに会計年度任用職員1 名分をまず計上してございます。事務員の業務内容でありますけれども、昨年、令和7 年11 月の定期監査の際に監査委員のほうから、公有財産台帳の固定資産について、皆さん御覧いただいていると思いますけれども、定期監査報告書の記載に財産の増減、異動に関する処理について対応するよう指導を受けてございます。このことから、業務補助員を雇用して台帳の整備及び更新作業をしようとするものでございます。通常業務では、ちょっとなかなか職員の体制では難しいものですから、会計年度任用職員を採用して対応していきたいということになりますので、現在1 名会計年度おりますけれども、もう一人ということで2 名になるという体制で対応したいということでございます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6 番 すみません、今の会計年度任用職員のところ、これは台帳の整理が終わったら、ひとまずそれだけでお仕事は終わりという、そういう認識でいいのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

基本的には、そういう考えで思っています。ただ、件数が物すごく多いものですから、約1 万4,000 件ぐらいのチェックということに

なりますので、まず進捗見ながら対応させていただきます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。7ページ、8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。9ページ、10ページ。

唐仁原俊博委員。

6番 10ページです。先ほど課長からの説明でもちょっと触れていましたけれども、西和賀町DXアドバイザー（CIO補佐）業務委託料のところ、これ、これまでも取り組まれてきたことかと思いますが、自治体DXに関して見識を深めるということだと思います。今年度と来年度、内容の違いは出てくるのか、それから今後の展望を伺いたいです。

委員長 総務課長。

総務課長 西和賀町DXアドバイザー（CIO補佐）業務についてお答えをしたいと思います。

本業務は、町のDXの着実な推進と職員のITリテラシーの向上等を図るため、専門知識や経験を有する外部の専門業者にDXアドバイザー業務を委託するものです。令和6年度は、7月から実施しております。令和7年度も実施しましたし、8年度も引き続き実施しようとするものでございます。

業務内容につきましては、専門家の立場からCIO、最高責任者である副町長や職員に対して国や県、他市町村の動向を踏まえて、DXに関する助言や情報提供を行うこと、またあとワーキンググループの開催支援を想定してございます。

令和7年度の実績としては、DX研修会としてペーパーレス化に向けた会議と研修会を4回ほどして実施しております。DXに関するワーキンググループについても9回開催しておりまして、ワーキンググループの準備や

進行、あと窓口体験調査の実施について支援を今回はしてもらってございます。このほかCIO、副町長とDXに関する意見交換や、担当者と毎月4回の定例会の開催をして、DXに関する情報提供や意見交換、また他自治体への視察研修の実施などについて支援をいただいております。令和8年度も同様の支援を予定しているというところでございます。

今後の展望ということでございますが、町のDXを進めるためワーキンググループの内容を充実させ、町の情報発信についてもワーキンググループを設置してデジタル化を活用した情報発信の強化について、また支援をいただきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 ありがとうございます。想定していたよりも、かなり充実しているといえますか、いろいろ行われているのだなというのが率直な感想なのですが、内部でどういうふうな検討がされているのかというのが、なかなか住民の側には形になるまで見えてこないのかなと思っていて、この事業としては委託している内容の話だと思うのですが、プラス住民とのやり取りみたいなことに関しても専門家との間で話し合っただけで情報出していけないのかなと思いますが、そういう部分についてはここには盛り込まれていないのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 内部だけではないかということですが、今まで進めてきた内容とすれば、内部のまず職員のITリテラシーの向上という部分が一番強かったというふうには認識してございますし、その部分に力を入れてきたというところがございます。

ただ、来年度、情報発信等を取り組む予定にしてございますので、そういった部分では、これからは町民に向けた何らかの発信もして

いきたいというふうに考えてございます。

委員長 真嶋実委員。

2番 同じ10ページと、さらに11ページにも関わってくるのかと思いますけれども、内部情報系無線LAN等についての予算が2項目で上がっているように見えます。かつて私、記憶していたところでは、議場内は議員のタブレットとともに無線LAN整備されておりましたけれども、庁舎内のLANの環境は有線が基本というふうに認識しておりましたが、庁舎内の無線LAN、今皆さんもノートパソコンのほうに移行しているということですが、既に無線LANの整備がされているのか、新たに新年度で行われるのか、また経費的には経常的な経費という性格のものは計上されたものなのか、新たに構築する予算なのかと、そういうところを含めてお知らせ願います。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

無線LANのご質問でございます。これは、11ページになってしまいますが、内部情報系無線LAN機器等賃借料が主な部分のご質問だと思いますけれども、まずこれの無線LANについては令和7年度にこの端末、ノートパソコンにする際、無線LAN化にしておりますので、今は有線は使っていないという状況でございます。7年度途中から、11月かな、あの辺から切り替えましたので、ここに今回計上させてもらっています無線LANの254万8,000円については、年間分の経費ということになります。なので、そういう形での対応ということでございます。

委員長 真嶋実委員。

2番 10ページのほうの額がちょっと少ないですけれども、委託料ありますけれども、そのことの内容の切り分け的には、これも経常的に毎年発生してくる内容かどうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

ご質問は、10ページの、これは12節委託料の中にある内部情報系無線LAN機器保守業務委託料85万8,000円のご質問というふうに捉えていました。この部分については、先ほど申し上げました使用料、賃借料で無線LANの機器をお借りしていますけれども、その部分に係る保守という部分での経費でございまして、年間分ということになります。

以上でございます。

委員長 普本歌織委員。

3番 10ページのガバメントクラウド運用管理補助者業務委託料について伺いたいのですけれども、内容と委託先を聞きたいと思いました。先ほどの課長の説明の中でも、役場内のシステムについてというような説明があったと思うのですが、7年度には自治体DX標準化対応業務委託料というのがあったと思うのです。その事業で標準化が終わって、今度は運用管理というふうに行くものなのか、それとはまた別の事業なのかということも教えていただけるとありがたいです。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

初めに、ガバメントクラウド運用管理補助者業務委託料についてお答えしたいと思います。この業務は、デジタル庁が提供するガバメントクラウドを利用し運用するため、運用管理補助業務を委託するというものでして、業務内容は主にクラウドシステムの監視業務、クラウド環境のセキュリティー管理、システムに問題が発生した場合のサポート業務ということになります。町では、令和7年、今年度の6月からガバメントクラウドを利用しており、令和7年度は初年度ということもあって、無償にて現在のシステムベンダーに運用管理業務を行ってもらっているという状況です。令和8年度は、通年通しての運用となることから、現在の運用管理補助業務を行って

いるベンダーに引き続きお願いする、その部分は有償になるということで、今回予算計上しているというものでございます。

あと、もう一つのご質問の標準化との違いでございますけれども、それぞれ別物というふうに考えていただいて、標準化は既に終わって、次はこの段階に入っているという考え方でございます。

委員長 普本歌織委員。

3番 ありがとうございます。業務の効率化ですとか、職員の皆さんの負担軽減ということも先ほどの説明の中にもあったと思いますが、昨年からそこを引き続いて、こういった事業が行われていると思うのですが、そういったところは効果があるかというか、実際のところは負担軽減につながっていて、引き続いてやっていくということによろしいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

ちょっとガバメントクラウドと職員の仕事の関係というの、なかなかちょっと接点は難しいのですが、先ほど真嶋委員からお話ありましたLAN化、LANにしたことによって、パソコンを持ち歩いてペーパーレス化が進んであったり、あと会議の際も、今スタートしましたが、庁議とか、あと法規審査の会議とか、そういった部分でもペーパーレスにして、会議にはパソコンを持ち込んでいくというような形で対応させてもらっていますので、そういった部分ではいろいろ業務の効率化も含め、あと経費の削減も含め、効率化が進んでいるというふうに捉えてございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。11ページ、12ページ。

唐仁原俊博委員。

6番 まず、11ページです。行政情報化推進事業の中の生成AIシステム使用料。先ほど説明もいただきましたけれども、どのような

システムを使用するのかということと、業務でこういった生成AIを使用する際の規定みたいなものが現状あるのか伺います。

委員長 総務課長。

総務課長 生成AIシステム使用料の事業内容についてお答えいたします。

本業務は、職員の負担軽減及び事務効率化を図るため、生成AIシステムを導入しようとするものです。導入しようとしている生成AIシステムは、総合行政ネットワーク、L G W A Nにも対応していることから、インターネットに直接接続することなく利用することが可能となっており、入力内容が外部に漏れいすることやAI学習に利用されることがなく、システムを利用することが可能となっております。生成AIについては、チャットGPTやジェミニなど様々な生成AIモデルがありますが、現在導入を検討しているシステムでは、複数の生成AIモデルを選択し使用することが可能であり、目的や特性に合わせて有効活用することができるシステムというふうに思っております。

規定等でございますけれども、来年度の導入に向けて、西和賀町生成AI利用ガイドラインを作成して、職員のほうには周知をさせていただきます。これは、3月に策定、今月策定して周知をさせていただきます。その基準でございますけれども、生成AIの利用範囲としては、業務の効率化、あとは企画立案支援、文書作成支援、その他業務改善に資する手段などでございます。そういったものをまず想定させていただきます。ただ、そのほかには、ガイドラインでは生成AIを利用する際のリスクであったり、あと個人情報や機密情報の取扱いについて定めてございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 すみません。昨日も一般質問で話題になったのですが、北部の活性化の業務

委託についてですけれども、これについては昨日もお話あったように、大分前から地域で話し合われて、いろいろ実績を積んだ中で、こういう町で支援することになったということなのですけれども、設計に関して貝沢、若畑地区、地元の方以外のプロといいますか、アドバイザー、コンサルみたいな方も入った中で、こういう設計が行われたということではないのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

設計については、町内外はちょっとあれですけれども、プロというか、設計士さんに設計をお願いしているというものでございますので、この地域を分かっている方に設計をさせてもらっているというふうに聞いております。

8番 ほかの項目もいいですか。このページ。

委員長 同じページ、はい。

8番 分かりました。

それでは、集落支援のことについてなのですけれども、新たに集落支援員、今までの集落支援員とまた違ってというか、業務委託したいということなのですけれども、議会で議会報告会で回ったときにも、なかなか住民からは分かりづらいというような話が幾つか出ています。今までの支援員と新たに委託する支援員、何が違うのかというようなことが様々言われたのですけれども、そういう点と、あとはいわゆる行政区における、地域によって違うのかな、行政区長さんとか協議会長の仕事を委託するというふうなイメージを持てばいいのか、地域活性化のために、今までの支援員との業務内容の違いについてお知らせしてください。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

まず初めに、役場をお願いしている支援員というのは、この間もお話しましたが、町

が直営で雇用し、各6地区にセンターを設けて配置して、地域の皆さんのお声を伺ったり地域活動の支援をしたりという形で活動してもらってございます。

今回新たに地域のほうで直接委託ができる集落支援員というものを設置したいというふうに今考えてございまして、この方々には、先ほどご質問にありました協議会長の役割とか自治会長の役割をお願いするものではないです。あくまでも事務的な作業、そこをうまく調整してくれる作業員といいますか、事務員といいますか、そういった役割、やはり代表は必ずいて、その人が困ったら、どうしたらいいかなという相談に乗ってもらったりとか、あと事務作業をしたりとか、そういったことを主にやっていただきたいというふうには思っています。よく私たちというか、私が担当している頃の座談会とかで回ると、人がいなくて事務する人もいないよという話がありました。そういったところを何とか改善していけないかという面での対応でございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 では、今までの方、委託したときには、地域の課題を自分たちで捉えて、地域づくりというような面があったのですけれども、それを主とするよりも、今言ったような事務作業中心の方を地域でお願いするという理解でいいのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 そうです。代表者を選ぶというよりは、本当に中で事務を執れる人をお願いするようなイメージでございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 少し細かい話になるのですけれども、年度当初では、なかなかやはり初めてということで、1地区か2地区ぐらいしか手を挙げていないというふうに聞いているのですけれども、そういうところを見て、年度途中でもやる方が地域で見つかったの、お願いした

いというようなことにも対応できるのか。

それとあとは、ほかに仕事をしているのだけれども、フレキシブルタイムというか、週3しか行っていないので、その中で事務ぐらいただたらやってもいいよということで、そういう方をお願いすることもできるのか。そういう兼務みたいな方にも、いわゆるフルに賃金を支払っていくということでもいいのか、その辺についてお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

まず、最初のご質問の年度途中での採用の部分でございますけれども、基本的には大丈夫だというふうに思っています。今1人分の予算を当初予算では上げさせてもらっていますが、そういう人を雇いたいというようなご相談があれば、希望があれば総務課のほうにご相談いただいて、いろいろ相談に乗りながら、予算措置のことも含めて対応していきたいというふうに思っています。

次に、週3とか、週2日、3日というパターンでの委託の形式では今回はないです。フルということになります。基本5日間8時間労働、イメージ8時間、7時間半、7時間45分というのかな、の1週間という考え方でございますので、もし週3でやるのであれば、地域づくり計画をつくっていただいて、推進員として年間40万のタイプもございまして、そういったものに申し込んでいただければ対応は可能かと思えます。

委員長 高橋宏委員。

8番 すみません、何度も。今例えば私の猿橋地域、4行政区あります。集落支援員1人です。その場合、今言ったように、途中で2人地区で見つかりましたと。今までの集落支援員は、残りの2地区中心の仕事というふうに理解すればいいのか。その辺、今までの支援員と、新たな地域の支援員ができた場合の業務のすみ分けについては、どのように考え

ていけばいいのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

基本的には、新たに地域である方をお願いしたとなれば、その人はその地域専属になりますので、今いる支援員はほかの地区を見ていただくということになります。いろいろ相互にやり取りはすると思えますけれども、その辺は割と分けた形で対応できると……。

すみません。先ほど途中での採用の話させてもらいましたが、以前委員の皆さんにもご説明しておりましたが、予算の関係でございますが、国の予算を活用したいという見込みでございます。そういった場合、特別交付税を申請する場合は、あまり遅くなると対象外になってしまう可能性がありますので、年度9月なら9月補正ぐらいまでだと多分何とかかなというふうには思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 まず、今宏委員から話が出ていた部分で、ちょっと追加でお聞きしたいのが、地区のほうでお願いする集落支援に関してですけれども、事務をやってもらうことを念頭にということですが、逆に地域の実情として事務もやってほしいけれども、何かいろいろと企画を立ててくれとか話を聞いて回ってくれとか、そういったことも地区の側で望むような体制でそれぞれ雇用してくださいねという予算という認識でいいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今唐仁原委員さんがお話しされたとおり、基本は地域を回って地域の状況を把握しながら、地域を俯瞰的に見るというか、見ていただく、そしてその情報を代表者のほうにつなぎながら地域づくりをしていただくということがまず基本にはなってくると思えますの

で、お願いしたいと思います。また、企画立案も、もちろんやっていただきたいというふうに考えてございます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 ありがとうございます。そうしましたら、集落支援員管理業務委託料ではなくて、今度は地域づくり計画支援員業務委託料のほうでお伺いしたいのですけれども、これは先ほどの話でも出てきていましたけれども、地域のほうに入るのが専任のやつで、地域づくり計画支援員というのがパートというかフルタイムではないという整理に今なっているかと思いますが、これについても従来1名分の予算だったのが来年度は2名分ということで、新たにこれを入れる地域があるという認識でまずいいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

ご質問のとおり、新たに1地区で地域づくり計画今作成中でございます。策定したら、地域づくり計画支援員を配置できることになってございますので、そちらに今1名配置したいということでの予算措置でございます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 地域づくり計画があるというか、つくった後に、地域づくり計画支援員を入れるという形が基本というか、地域づくり計画があって初めて支援員を入れられるという認識で現状はいいですよ。

委員長 総務課長。

総務課長 今ご質問あった内容のとおりでございまして、基本、要綱にその旨、定めておりまして、要綱に沿って対応させてもらってございます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 今の点は了承しました。

同じく12ページ、先ほど宏委員からもありましたが、北部活性化拠点施設実施計画業務委託料ということで予算計上されていますけ

れども、これ今後どのようなスケジュールで事業が進んでいく予定なのか教えてください。
委員長 総務課長。

総務課長 北部活性化拠点施設実施設計業務委託料についてお答えしたいと思います。

北部活性化拠点施設については、何度もお話しておりますが、貝沢、若畑地区の住民有志により組織された北部活性化推進委員会により話し合いが進められてきており、町の北の玄関口となる北部地区に産直を中心とした活性化拠点施設が設置されることは、地域経済の活性化と地域の課題解決にもつながるものであることから、町としてもこれを支援しているものでございます。これまでに北部活性化推進委員会において、拠点施設の位置や機能等の基本設計、運営に向けた事業計画と経営計画が進められてきており、今後の進め方としましては、令和8年度は実施設計、令和9年度に施設の整備、令和10年度から拠点施設の運営を想定しているというところでございます。

なお、実施設計、あとは施設の整備には、国の交付金の活用を想定してございますので、交付金の採択の状況によっては整備事業の実施にも影響があるものと認識してございます。

以上でございます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 実施設計に関しての採択に関しては、順調に進めばいつ頃になる予定だとかというのは今ありますか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今国のほうに申請書を提出してございまして、例年ですと3月末には決定が来るのですが、国のほうもいろいろ何かごちゃごちゃしていますので、ちょっと遅れたりとか、いろいろあるかとは思いますが、その辺は、考慮しながら対応していきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13ページ、14ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15ページ、16ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。ここまでですね。

それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

高橋宏委員。

8番 歳入でお聞きしました東大野地区のソーラーによる収入見込みが出たのですけれども、収入は基本的にその地域での事業に使用されるというふうに考えていいのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

基本、町の収入になってございますので、あとは一般財源として地域づくり活動に出ている部分もあるかとは思いますが。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで総務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

引き続き、選挙管理委員会の審査を行います。選挙管理委員会が所管するのは、2款総務費であります。選挙管理委員会書記長から予算の概要説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 それでは、選挙管理委員会事務局の予算概要について説明いたします。

18ページを御覧ください。選挙管理委員会

事務局の歳出を説明いたします。2款4項1目選挙管理委員会費160万6,000円は、通常の委員会経費に加え、沢内地区の投票所見直しに係る費用弁償を5回分の増額を予定しております。

2目選挙啓発費は、10節需用費1万円となります。

以上で選挙管理委員会事務局に係る予算概要の説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 書記長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。選挙管理委員会は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 今説明あったように、沢内地区の投票所、投票区の見直し、以前、令和7年に投票区、投票所を湯田地区中心に17から12に減らされました。今年度は、沢内地区を含めて見直しが行われていくということでしょうか。

委員長 書記長。

選挙管理委員会書記長 沢内地区の投票所統合についてお答えしたいと思います。

町の投票区の見直しについては、選挙管理委員会において令和5年度から検討を始めてきております。選挙が予定されていない年である令和6年度に湯田地区、令和8年度には沢内地区の見直しを計画して進めてきたところでございます。統合の計画案としては、おおむね旧小学校区単位での見直しを最終的なイメージということで、令和6年度、湯田地区の見直しについては下前、湯の沢、湯川、左草、柳沢の投票所を見直ししてございます。投票区を見直しております。17あったものを12にということにしてございます。

沢内地区の見直しについても、旧小学校区単位での見直しを基本としながら、投票所が想定される施設等の状況等を確認し、手続を

進めていきたいと考えてございます。予算は、見直し対象地区で実施する説明会に係る選挙管理委員会の委員さんの費用弁償を計上しているところでございます。

今後は、説明会の場で地域の声を聞きながら、できるだけ皆さんのご意見を反映した中で見直しができるよう努めていきたいというふうに考えてございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 以前見直された際に、その後選挙ポスターの設置場所の見直しなども行われたように記憶していますが、今後の見直しされた場合に、そういうところの見直しも含まれているというふうに理解していいのでしょうか。

委員長 書記長。

選挙管理委員会書記長 お答えします。

お見込みのとおり、投票所が少なくなるとポスター掲示場も少なくという形で対応を考えていきたいと思っています。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで選挙管理委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで選挙管理委員会への審査をひとまず終了し、次の企画財政課の審査に移るため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時22分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

続いて、企画財政課の審査を行います。企画財政課が所管するのは、2款総務費、12款公債費、14款予備費であります。企画財政課長から予算の概要説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、企画財政課の予算の主な事業について、令和8年度一般会計予算歳入歳出明細書、企画財政課により説明させていただきます。

7ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費、職員人件費8,306万4,000円は、企画財政課職員の人件費で、再任用職員を含めて11名分を見込んだものです。

8ページを御覧ください。2目文書広報費、広報事務費653万2,000円は、広報西和賀の印刷代と町のホームページの保守管理委託料、町公式LINEアカウント機能拡張プログラム利用料などです。

3目財産管理費、財政事務費278万9,000円は、地方公会計財務書類作成業務委託料、地方公会計システムの購入費などです。

5目財産管理費、基金造成事業2億256万3,000円は、各種基金の積立金です。まちづくり振興基金積立金1億61万2,000円は、地方債の旧合併特例事業債を借入れし、基金に積み立てるものです。ちなみに、当該地方債は、6ページ、歳入の23款町債、1項1目1節総務管理費の基金造成事業で9,500万円を計上しているものです。

9ページに戻っていただき、がんばる西和賀応援基金積立金1億13万5,000円は、ふるさと納税に係る寄附金の2分の1の額、1億円の積立てと、基金利子の積立てを見込んでいます。そのほかの基金につきましては、基金利子の積立てを見込んでいます。

6目企画費、企画調整事務費247万5,000円には、令和6年度全線開通100周年記念事業に取り組んだJR北上線利用促進協議会への負担金100万円が計上されており、引き続き3市町で利用促進や沿線地域の認知度向上に取り組んでいこうとするものです。

雪国文化研究所管理運営費557万8,000円は、雪国文化研究所の管理運営に要する経費です。

10ページを御覧ください。地方交通路線対策事業6,438万3,000円は、町民バスの運行に要する経費と、令和7年3月から運行を開始したAIオンデマンド交通システム運用業務委託に係る費用、湯けむりタクシーの運行維持費補助金のほか、町民バス更新に伴う車両の購入費などです。

11ページを御覧ください。地域おこし協力隊招聘事業3,219万9,000円は、協力隊員1名分の人件費、活動費補助金と、地域おこし協力隊募集等業務委託料のほか委託型の協力隊員4名分に係る運營業務委託料などが主なものです。

婚活応援事業230万7,000円は、町の魅力が感じられる出会いの場のイベント開催に係る婚活支援業務委託料と結婚生活支援事業費補助金などです。

12ページを御覧ください。ふるさと納税推奨事業1億1,975万7,000円は、ふるさと納税の受付、返礼品発送、ポータルサイトのページ編集、更新業務等のふるさと納税に関する業務委託料とポータルサイト使用料などです。

移住・定住推進事業645万5,000円は、3名の移住コーディネーターの謝金とお試し居住体験住宅の管理費、移住者住宅取得補助金、移住支援事業費補助金、奨学金返済支援補助金などです。

13ページを御覧ください。移住定住促進住宅運營業業1,193万3,000円は、移住定住促進住宅世帯棟4戸、単身棟10戸の借上料などです。

空き家等対策事業463万8,000円は、空き家改修費助成事業補助金と空き家解体費助成事業補助金、空き家活用促進事業補助金などです。

14ページを御覧ください。地域価値創造プラットフォーム形成事業1,519万4,000円は、

地域ブランド、ユキノチカラを政策的に横断型の地域価値創造プラットフォームへと発展させるため、ユキノチカラブランド再構築商品創出事業、情報発信広報拡充事業などを事業者へ委託して実施する地域価値創造プラットフォーム形成業務委託料などです。

豪雪地帯安全確保事業170万円は、地域づくり組織除排雪活動支援補助金と高齢者世帯等雪下ろし費用助成金です。

15ページを御覧ください。5項2目諸統計調査費、基幹統計調査事務費39万7,000円は、経済センサスに係る統計調査員報酬及び事務費です。

12款1項公債費の1目元金、地方債償還元金5億6,755万8,000円及び2目利子、地方債償還利子5,944万5,000円は、一般会計の地方債の償還費用です。

14款予備費は500万円とするものです。

当課からの説明は以上のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 企画財政課長からの説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では次に、歳出に関しページごとに審査を進めます。

7ページ、8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、9ページ、10ページ。

(なしの声)

委員長 では次に、11ページ、12ページ、質疑ありませんか。

普本歌織委員。

3番 11ページの購入予定の町民バスについて伺いたいと思います。

購入の理由と、どのような仕様のものを購入しようとしているのか教えてください。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

今回計上している町民バス購入費用につきましては、現在町が保有している町民バス車両5台のうち、平成21年度に購入したマイクロバス2台について老朽化に伴い多額の修繕費用等が生じておりますので、運行の安全性から更新を行うことが適当であることから、新たに車両2台を購入する費用を計上しているものです。

購入予定の車両につきましては、主に現在運行しているA I オンデマンド交通での運行車両とすることを想定しておりまして、乗車定員12名程度の小型車両とすることで各地域を回るA I オンデマンド交通の運行に適した車両となり、車両の適正化が図られるとともに、車両の維持コストも大幅に改善されるため、持続可能な公共交通システムの構築につながるものと考えております。そのほか車両の仕様としましては、電動補助ステップなど、高齢者の乗降に配慮した設計としているほか、ラッピングデザインを施すことで降雪時などで視認性と、今までどおり安全に町民バスを利用してもらうとともに、おでかけバスとして町民に慣れ親しんだデザインを踏襲することで、親しみやすく安心して利用できる車両を導入したいと考えております。

委員長 普本歌織委員。

3番 A I オンデマンドバスについては、一般質問でも聞かせていただいたのですが、そういった町民の使いやすさを考えてバスを小さい車両に変えていくという、こういう理解でよろしいですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 乗車定員を12名程度ということの小型車両にしたことで、また電動補助ステップなど乗りやすいということもありますので、あとそれから車両を小さくすることでちょっと狭い道、道路などでも運行できるよう

に配慮したところになります。

委員長 真嶋実委員。

2番 12ページの総合計画推進費ですけれども、基本構想審議会の報酬で7万5,000円と、それから旅費として1万1,000円を計上しているようです。一般質問の中でも既に行政改革審議会、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の役割も、基本構想審議会に引き継がれるという説明でした。

遡ってみると、行政改革審議会には、たしか町内の有識者に加えて公認会計士さんとか、外部からの専門家なども加えて議論をしていたかと思います。そういうことを踏まえた上で、新しい基本構想審議会というのはかなり大きな役割を担うと思いますが、どのような構成の会議の任命、それからどのような回数で会議を行っていくのか、それに対して合わせても8万6,000円で十分予算として間に合うのか伺います。

委員長 刈田企画財政課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

基本構想審議会委員報酬7万5,000円と旅費の費用弁償1万1,000円ですけれども、会議1回分の委員報酬として予算措置させていただいたものです。これまでも計画策定時以外の年度の基本構想審議会の開催は、年1回の開催とし、前年度の取組実績の検証及び今後の対応について委員の皆様にご確認いただいていたところであり、令和8年度においては令和7年度の後期基本計画の取組実績の検証を予定しているところでございます。

また、行政改革審議会とまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の役割も、基本構想審議会に引き継がれることとなりますが、こちらについてもこれまでそれぞれの会議で行われておりました前年度の実績に基づいた取組の進捗状況をご確認いただく予定としているところでございます。一体化した総合計画としたことにより、会議資料でありますとか

会議での内容、ボリュームといったところが増えることにはなりますが、資料の事前送付ですとか委員への丁寧な説明が必要になってくるものというふうに認識しております。一体化したことによる基本構想審議会の委員の構成を変えるということは、現在のところ考えておりません。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 昨年の実績でいきますと、もう既に行政改革審議会も任期が切れた後、再任用をせずに会議が行われなかったということで、実績の経費からするとあんまり変わらないのかもしれませんがけれども、行政改革審議会、かなり重要な役割を担ってきて、私としてはむしろ去年、本来であれば役割が1つに統一される前、1年間であっても、きちんと任用しながら行政改革について審議をするべきであったのではないかなと思っていたところです。

加えて、今回議決として一つの組織になったということは、これまでの基本構想審議会ですと策定というのが主な要件であって、その後の推進という部分についてはある程度補完的な役割であったかもしれませんがけれども、行政改革やまち・ひと・しごと、そういうものの役割を併せて果たしていくというときは不十分ではないかなと思いますけれども、考えをお聞かせください。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 基本構想審議会の中では、確かに計画に関することということもありますが、そのほかにも重要な施策に関することということで、検証だけではなく未来に向かっての推進に向かってという視点もありますので、また併せて今回行政改革に関することと地方創生に関することということで包含したわけですので、反省というか検証だけではなく、さらに推進に向けてというふうな取組についても、

基本構想審議会の中で所掌して、皆さんから協議いただく場と考えております。

委員長 真嶋実委員。

2番 という内容で、きちんとというか、役割を果たしていただかなければならないなどと考えております。ついで言うと、開催時期をいつ頃を考えているのか。策定された総合計画の検証だけであれば、年度末に向けて行うということでいいのかもしれませんが、今回併せて加えられた2つの役割を考えると、ときには年度末まで待つことなく、きちんとそれぞれの仕事、役割を果たしていくような会議になっていかなければならないと思いますし、会議の内容によってはまた補正をするなりなんなりで充実した会議に努めていかなければならないと思いますけれども、その考えをお知らせください。

委員長 刈田企画財政課長代理。

企画財政課長代理 まず、開催時期についてですけれども、来年度の決算が終わった段階、第3・四半期頃に開催できればというふうに考えております。また、先ほど予算が足りなければという話もありましたけれども、まず令和8年度に一度会議を開催させていただいて、不十分な場合には2回目の開催等を検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 12ページ、移住・定住推進事業の中の移住体験用住宅の借上料なのですが、これ、これまでだと2軒分予算に計上されていましたが、今回1軒分になっていますけれども、理由を教えてください。

委員長 藤田企画財政課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

移住体験住宅の借上料が2棟から1棟になった経緯ではありますが、現在太田地区、あと川尻地区の2棟を移住体験住宅として運用しております。このうち川尻地区にある住宅につきまして、所有者より建物及び土地を町へ

寄附したい旨の申出がありました。川尻住宅は、近年利用実績が増加しており、移住検討者の受入れ拠点として一定の成果を上げていることから、今後も継続的な活用が見込まれる施設でございます。このため、町として寄附を受納する方向で現在事務手続を進めております。4月1日から町有財産として管理する予定であります。これにより、当該住宅の借り上げではなく町所有施設として運用することになり、借上料は1棟分としたものでございます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 ありがとうございます。となると、ちょっとここで聞くのが適切かどうかはあれなのですけれども、町有財産として運用していくということですが、利用実績が多いという場合に、これまでのように宿泊とか利用とかがある場合、清掃とか管理とかというのも同様に行っていくと思うのですが、これまでだと職員の方がやっていたらと思うのですが、利用が多くなればなるほど職員の負担が大きくなるのではないかなと思うのですが、その辺り大丈夫でしょうか。

委員長 藤田企画財政課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、現在施設の管理運営に関しては、町の職員が実施しております。近年町内にも民泊事業を始めている事業者さんもありますので、そういったところの状況等を見ながら、管理運営といった部分についても、民間に対しての運営委託といったことも今後検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。13、14ページ。

真嶋実委員。

2番 では、まず13ページの移住・定住促進住宅事業運営事業についてお伺いします。

上野々地区に新しく建てられたものかと思

いますけれども、この中の世帯棟の入居状況についてお知らせ願います。

委員長 藤田企画財政課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

移住・定住促進住宅、世帯棟の入居状況でございますが、現在3LDKにつきましては、6月及び9月にそれぞれ入居が決定しております。2LDKの2戸につきましては、整備から約1年経過しておりますが、現時点で入居には至っておりません。ただし、これまで複数の問合せはいただいておりますが、具体的な入居検討をされる方もございましたが、入居要件等など、入居条件との不一致により契約には至らなかったものがございます。また、問合せの中には、企業からの照会もあり、社員住宅としての活用の可能性についても相談を受けているところでございます。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 今現在上野々地区の、別な形になると思いますけれども、住宅の入居募集というような形でホームページ、6戸ほどでしたか、見たように記憶しておりましたが、移住・定住住宅は同じ募集ではないような印象を受けておりましたが、募集というのは外に向けて行っているのか、またそういうことを含めて入居者を募集する対策、十分なのかお伺いします。

委員長 藤田課長代理。

企画財政課長代理 現在というか、移住・定住促進住宅、ホームページに載せている部分での募集といった形で継続しているものでございます。多分、今回3月に載っているものは、町の公営住宅と、あと新たに単身棟1戸の募集を新たに載せたものになっております。2LDK2戸と、あと単身棟がちょっと2月に空きが発生して、3月に募集開始しているものを改めて募集をしているものでございます。

委員長 真嶋実委員。

2番 私が見た6戸というのは、そうするともっと前、2月中でしたか、たしか上野々の、いわゆる旧来の20戸の住宅に対する募集は上がっていたけれども、そのタイミングでは同時には新しい移住・定住の募集が見えないような気がしたのですけれども、見るタイミングもあるでしょうが、そういうものをある程度一斉に、町内どこの住宅がどう入っているのかというのは、ずらされると知らないで済んでしまう人も多いのかなと思って見ましたが、いかがでしょう。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 町営住宅関係は、建設水道課が所管しておりますので、町内の町営住宅であったり、あと特公賃の住宅、それからあと湯本や湯田にある若者住宅というのは、それぞれ建設水道課でまとめて一つのサイトとして募集かけていて、企画財政課からは今回移住・定住の部分の住宅の単身棟と世帯棟をホームページのほうに掲載していますので、ちょっと見づらいかもかもしれませんが、別々に、すみません、ちょっと募集をかけているというような、所管課で募集かけているというところでご理解いただければと思います。

委員長 真嶋実委員。

2番 事務手続上は、所管課で募集かけるというのはやむを得ないかもしれないですが、毎日ホームページを見るわけではありませんので、募集をかけるタイミングについてはそろえて、町内の町営住宅がどこがどう空いているのかというのはやっぱり分かるようにしていかないと、私がホームページ見たタイミングでは、あれ、なぜ世帯棟を募集していないのかなというような印象を受けたところでもあります。なので、今後検討されるのかお聞きします。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、今後につきましては、空き状況にもよるときもあるのですけれども、

建設水道課とちょっと連携を取りながら、募集の時期等を確認をしながら進めていきたいと思えます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 14ページです。豪雪地帯安全確保事業、その中の高齢者世帯等雪下ろし費用助成金についてです。昨日、おとといの中村議員のお話でも出たかもしれませんが、こちらの費用助成金が今年度よりも減額になっていますけれども、これは利用実態とかを反映してのことなのか、それとも財政的な理由なのかを教えてください。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

令和8年度の予算編成に当たりましては、この助成事業が始まって間もないことから、令和6年度の助成事業の利用実績並びに令和7年度の助成事業利用決定者を基に事業費の算出を行ったものであります。令和6年度の助成事業の利用実績につきましては、助成の支出額が37万2,000円、助成事業利用延べ世帯数は18世帯、このうち2回利用した世帯が4世帯となっております。また、令和7年度の助成事業利用決定者が17世帯となっております。このような状況を踏まえまして、令和8年度においては、助成事業利用決定者の増を見込んで、予算の説明書の19ページに記載をしておりますように、助成事業の利用者の延べ世帯数を合わせて43世帯として、今回予算を積算したところになります。

委員長 真嶋実委員。

2番 14ページの地域価値創造プラットフォーム形成事業についてです。昨日までの議論の中でも対象になっていて、あまり範囲を狭めないで、コンセプトに従って大きく間口を開けたような形で取り組むというような説明の印象は受けておりましたが、その上で昨年までのまち・ひと・しごと創生総合戦略、そしてその中に収まり切るのか、地域商社事業

というような事業がこの新しい事業に関わってくるかと思えますけれども、今までやってきた事業をきちんと総括しながらというか、継続等含めて、どのように新しい事業を押さえていくのか、地域商社の取組の成果、目に見える形で積み上げていくことが大切ではないかと思えますけれども、今後の取り組み方について説明願います。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

前年度までのまち・ひと・しごとの創生総合戦略との関わりであったり、地域商社事業との関わりについてということで、最初に地域価値創造プラットフォーム形成事業と第2期の総合戦略との関わりについてですが、第2期の総合戦略におきましては重点施策の一つに地域資源を活用した西和賀のブランド化推進の中で、町の産業振興のエンジン役として地域商社を位置づけておりました。その中で稼ぐ力の基盤構築に取り組んできたところになります。あわせて、重点施策の3つ目として関係人口による多様なまちづくりにおいて、ユキノチカラを中心とした特産品の開発や魅力発信を展開してきたところです。これらの取組を通じて、築き上げた基盤をまず直接的には土台として、さらに発展させるというところで今想定をしているところになります。

具体的には、これまで商品ブランドの枠組みにとどめずに、産業、情報、交流といった分野横断的につなぐ仕組みづくりへと進化させるため、まず現在策定を進めております次期総合計画について、新たに地域価値創造プラットフォーム形成として位置づけて、そして今事業を進めていくものになります。

地域商社につきましては、総括をどのようにしてということですが、まず今株式会社西和賀産業公社と協働して地域商社事業を進めてまいりました。ユキノチカラの企画

発信力を生かして、ふるさと納税を中心とした事業の体制を構築してきたところになります。この取組により、町内の事業者の新商品の開発や販路開拓の支援が進み、結果としては町のブランド形成や関係人口の創出において基盤を築くものができたと評価しているところになります。この成果を土台として次のステップにということで、プラットフォーム形成に地域商社事業で培った体制をそのまま引き継ぐようなイメージで今進めているところになります。

そして、成果を目に見える形で積み上げていくというところは、委員ご指摘のとおり、まず取組を目に見える形でしっかりと積み上げていくことは大変重要であると認識をしているところです。地域商社としての基盤をまず3年間続けてまいりましたので、基盤は築くことができていると評価しておりますので、本事業では築き上げた基盤を土台として、歩みをさらに進める発展的な事業としてつくり上げていきたいと考えているところです。

委員長 真嶋実委員。

2番 ただいまの説明の中で、次期総合計画の中にも地域商社というものを位置づけているという捉え方で説明があったかと思えますが、その場合、今回の予算編成の中では大きな、新たなプラットフォーム形成事業ということで大きく枠を取っていますが、積算の根拠等々の中で地域商社という概念を残しながら、今までの実績を踏まえて、ぼやけることのないような運用が必要ではないかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

地域商社事業としては、総合計画のほうにきちっと明記をしているわけではなくて、今回は新たな、これまでの培ってきたものを地域価値創造プラットフォーム形成事業として進めていくというような形での表現になって

おります。

そして、予算の置き方としましては、これまでユキノチカラの地域ブランドの推進事業と、それから地域商社の事業の部分の予算を、まずそれを基礎として、今回プラットフォーム形成事業を積算をしたところになります。地域商社のこれまで取り組んできた事業をその中に盛り込みながら、事業のほうをまた展開をしていくという形で、今予算組みをしているところになります。

委員長 真嶋実委員。

2番 今回の予算編成の中では、そうすると新しいプラットフォームを形成する中で、地域商社という概念は、新年度の中では一旦消えてしまうように思いますが、やはり積算根拠を考えたり、今までの実績の積み上げを考えると、今後の事業の展開に当たってはプラットフォームという大きな枠で動くことについては賛成しますけれども、中の根拠の部分について事業の一つ一つ見直しなり、場合によっては今後、地域商社という名前、概念を復活させるなり、そういうところの積み上げをきちんとすることが必要ではないかと考えますが、いかがですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

次期の総合計画の中に位置づける際に、今まで地域商社機能として進めてきた稼ぐ力というところの考え方を、まずそれに向けて各産業公社と培って、いろいろ地域の事業者の方々と培ってきたものに関しては、基本的な考え方はそのまま継承していく、さらに発展させていきたいというところでの考え方として、プラットフォーム形成事業を進めていきたいと考えております。その中で、またちょっとした固有名詞が重要だとかということになってくれば、またその中で話し合いはしていきますけれども、基本的な概念のところ、基本的なところは変わらずに基盤として進めて

いきたいとは考えているところです。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 同じく地域価値創造プラットフォーム形成事業です。こちらの事業の中に、ユキノチカラブランド再構築、それから商品創出事業、情報発信、広報拡充事業等など盛り込まれていますけれども、かなり広範な委託内容だと思えます。役場の中においても、複数人で担当しているような部分かなとかというふうに思うのですけれども、どういう実施体制でやっていくのか、事業者に委託する部分、それから役場内での分担とか推進体制について教えてください。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 事業を進めるに当たりまして、町ということで企画財政課がまず主体的になり、全体の方針の整理や関係部署間の調整を担うこととしております。庁舎内に今の課の、庁舎内というのは役場の庁舎内の課の横断的なプロジェクトチームを形成しまして、農林課であったり観光商工課、それから今保育園留学もありますので、子育て支援室等を、関係する課で成り立つプロジェクトチームを設置をして、関係施策を連動させながら推進していくことを想定しております。

また、あと実務的な企画や編集、それから情報発信、それから商品開発等の部分については、これまで地域ブランド事業や地域商社事業で蓄積されてきたノウハウや体制を活用して、ユキノチカラプロジェクト協議会であったり西和賀産業公社などと連携して進めていけるようなことを今ちょっと想定をして考えてはおります。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 ありがとうございます。今おっしゃったプロジェクトチームというのは、もう既に動き始めているのですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 プロジェクトチームに関しては、

まだ正式に立ち上がっていないので、これからになります。

委員長 中村ひとみ委員。

4番 私からは、先ほど唐仁原委員からも質問がありましたけれども、豪雪地帯の雪下ろしの助成のほうです。高齢者世帯など雪下ろし費用助成金ですが、こちらのほうは、実際に利用実績なども先ほどご説明いただいて分かりました。ただ、費用が基本的に業者をお願いをして、2分の1の助成になると思うのですけれども、例えば今回のようにもうほとんど毎日のように雪が降っている場合ですと、本当に降雪が多くて、そして屋根からも雪が落ちてきますし、2回だけでは終わらないといえますか、費用負担というのが、例えば高齢者で年金で生活されている方とかですと、非常に負担が多いと思うのですが、ほかの例えば自治体とかですとチケット制にしたりですとか、あとは世帯によっては、状況によっては、もうどの世帯がそういったものが必要になるのかというのは特定できると思いますので、そういったところを必要があるかどうかを話を聞きながら、場合によっては支援という形で行っているところもありますけれども、今期で3期目の事業だと思えますけれども、そういったところ、ちょっと検討する余地などはございませんでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

雪下ろし費用につきましては、令和6年度からスタートした事業で、今期で2回目という形になっております。まず、新しく制度をスタートした制度でありまして、実際雪下ろし費用が家の大きさであったり、あと屋根の形状、それから立地条件などで作業の内容や作業の量が大きく異なることから、一概にどの程度費用がかかるかというのがちょっと判断が難しいということで制度設計したところです。まず、今回2回目というところでの

で、もう数年このような状況を踏まえまして、費用の負担の分析が必要であると考えておりますので、費用の負担額の把握や、それから助成事業の効果等も踏まえまして、今後検討する必要があると思って考えているところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 私からは、13ページの空き家対策事業の中で3つほどお伺いしたいのですけれども、まず空き家対策協議会というのが形成されていて、今年も報酬が払われるようでも、年1回の会議というふうに理解していますけれども、この中で今回何度か話出ていますけれども、議会報告会の中で各地区から空き家の話が出ました。空き家の話というのは、利用というよりも、危険空き家に対してどうにかしてくれないかと。もう今年雪多かったのもあって、道路の近くの危険空き家に対するいろいろ要望が出ましたので、その観点で聞くのですけれども、空き家対策協議会のほうで、例えば行政代執行というのは町が最終的に判断すると思うのですけれども、協議会の中でそういう危険な空き家があるので、行政代執行に向けてというようなアドバイスとか助言とか、そういうのを想定しているのかという点。

あとは、空き家の見守りの業務もありますけれども、この回数と時期、冬期間にも行われているかということなのですけれども。

あとは、空き家解体補助助成事業というのが14ページにありますけれども、令和6年度は6件申請して、全てに対応したというふうに決算で答弁あったと思うのですけれども、令和8年度は5件分の予算だと思うのですけれども、この辺、少なくなった点についてお伺いします。

委員長 藤田企画財政課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

空き家対策協議会についてですが、こちら

のほうでは、事前に町のほうで特定空家といった候補をお示しさせていただいて、特定空家として認定してもらうような場となっております。

そこで、実際の例でいけば、昨年度審査していただいたのが、大沓地区にある工場跡地といったものをここで協議していただき、決定して、除却のほうに結びつけたものでございます。

あと、空き家の見回り時期等については、年に2回、夏季と、あと冬季に実施しております。令和7年度につきましては、6月に1回、あと2月、先月1回調査のほうを終えております。夏場については122件の調査、冬季については113件の調査となっております。

次に、空き家解体助成費補助金につきましては、管理不全空家の除却を促進するために実施しているものです。倒壊や落雪等による事故防止、景観保全及び生活環境の改善を図ることを目的としております。こちらのほうについては、令和6年度が6件でのということで、予算は足りるのかといったところでございますが、現在、毎年度なのですけれども、予算の範囲内として交付するとはしておりますけれども、これまでも申請が当初予算額に到達した場合には、必要に応じて補正予算により対応しておりますので、今回についても同様な対応をしていきたいと考えております。

委員長 高橋宏委員。

8番 それでは、空き家の対策協議会では、特定空家についてということですので、例えば行政代執行については、あくまでも町の判断ということで、当初予算について出てくるというものではないのかという点と、先ほど言いました空き家の見守り、年2回されているということです。これがどこに報告されて、実際例えば危険な場合、いわゆる家主さんのほうに連絡が行っているのかという点につい

てお伺いします。

委員長 藤田企画財政課長代理。

企画財政課長代理 行政代執行につきましては、空家等対策特別措置法に基づく最終的な措置になっております。まずは、所有者の自主的な管理や除却を基本として対応しているところでございますが、そのため町といたしましては助言指導、補助制度の活用といった案内をしながら改善を促しているところであります。今後周辺的生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあり、所有者による対応が見込めない場合については、法に基づいて措置について検討しているところでございます。

あと、周知方法についてでございますが、まず見回り調査実施後に、所有者に対して、あとまたは納税義務者に対して周知をしております。また、地域住民からの直接の問合せというか相談もありますので、そういった場合については、現場に行って状況確認した上で、所有者のほうに電話なり通知なりして対応しているところでございます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 今話題になっていた空き家解体費助成事業補助金のところで、これ単価が令和7年度の30万から35万に増額されているかと思えます。実態に基づいて、増額というふうにされたのでしょうか。

委員長 藤田企画財政課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

空き家解体費助成事業補助金につきましては、管理不全空家の除却促進に、あと倒壊や落雪等による事故防止、景観保全、生活環境の改善を図ることを目的として実施しております。こちらの補助事業でございますが、令和5年4月の要綱改正により解体撤去費用の2分の1以内を補助する仕組みとして、工事費に応じて限度額を25万、30万円、35万円と段階的に設定しております。令和7年度は、限度額35万円で5件分を予算計上し対応して

おりましたが、近年の資材、あと人件費の上昇等により解体費用が高騰しており、補助上限に近い申請額が増加している状況にあります。このため令和8年度は、実態に即した支援とするため、限度額を35万円としての上限を見込んで、5件を計上しております。所有者の負担軽減を図りながら、空き家の除却を一層促進してまいりたいと考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。15ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れありませんか。

(なしの声)

委員長 では、発言がないようですので、お諮りいたします。

ここで企画財政課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで企画財政課への審査をひとまず終了し、次の建設水道課の審査に移るため、14時10分まで休憩いたします。

午後 1時55分 休 憩

午後 2時10分 再 開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

続いて、建設水道課の審査を行います。建設水道課が所管するのは、4款衛生費、6款農林水産業費、8款土木費、11款災害復旧費のほかに事業会計もありありますので、併せて審査いたします。初めに、一般会計の審査から行います。建設水道課長から予算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 それでは、令和8年度建設水道課所管の予算概要について説明を申し上げる

前に、委員各位にはご協力いただきまして、人材研修の場としても活用させていただく趣旨により、当課からも職員9名を随行させていただきました。必要に応じて課長代理からも説明は回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明いたします。改めて、令和8年度建設水道課所管の予算について概要を説明させていただきます。当課抜粋の一般会計予算歳入歳出明細書により、また事業ごとの詳細は予算説明書にてご確認をいただきます。

では、初めに建設土木関連の歳出についてですが、予算書4ページを御覧ください。4款衛生費、6款農林水産業費については、水道事業、下水道事業の農業集落排水事業への繰出金及び出資金となります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、職員人件費と、5ページには土木総務事務費として事務消耗品、コピー機使用料などを計上しております。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は、6ページにわたり各種団体への負担金及び会費と道路台帳の補正業務委託料を計上しております。

2目道路維持費になりますが、会計年度任用職員として任用する道路維持作業員の給料及び諸手当、7ページを御覧いただき、道路を維持していく上での消耗品費、光熱水費、修繕料等、道路維持及び道路維持車両の管理費が主なものとなります。

また、8ページ、町道の舗装補修、側溝改修、ガードレールやデリネーターなどの道路安全施設の補修などをそれぞれ予算計上しております。道路防災対策事業、道路施設点検事業及び町道舗装改良事業であります。その詳細は予算説明書73ページから74ページ上段に詳細を記載しておりますので、ご確認をお願いします。道路施設点検事業につきまし

ては、国の補助金などを活用して行う事業で、新年度において補助金及び交付金の内示額によっては一部変更が必要となる場合があることをあらかじめご承知おきください。

次に、3目道路除雪費になりますが、予算書は9ページから12ページを御覧になってください。前年度当初予算と比較し3,000万円ほど増加しておりますが、これは人件費の単価増に加え除雪オペレーター確保対策、SNS活用実証事業により、今年度1名の地域おこし協力隊員の採用があったことから、令和8年度は現職と合わせ2名分の予算を計上したことや、今シーズン、川尻流雪溝の電動分岐弁の動作に不具合があったことから、同様の施設について保守点検を行うこととしております。また、除雪機械の更新については、機械の購入費が増加していること、さらには町道湯本清水ケ野線のスノーシェルターの撤去設計を行う予定であることなどを予算に計上したことによるものです。このほか会計年度任用職員として雇用する直営の作業員に係る給料、時間外手当、共済費、歩道除雪委託料、除雪車両や格納庫管理費など、除雪作業に伴う経費を予算計上しております。ここまでの説明につきましての詳細につきましては、予算説明書の74ページ下段から76ページに掲載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

続いて、13ページ、5目橋りょう費、橋梁改修事業、町道橋梁補修工事積算資料作成業務委託料は、補修工種の多い橋梁について積算に時間を要することから、業務を委託するものです。町道橋梁補修工事施工管理業務委託料は、湯本、湯田地区をつなぐ町道湯本清水ケ野線の山室橋に係るもので、今年度設計を行ったところですが、全国的にも希少な100年を超えるコンクリートアーチ橋であることから、施工にはさらに万全を期すこととしたいため、管理業務を委託するものです。

また、工事請負費は、JRの運行に影響のある耳取地区のJR北上線にかかる跨線橋の緑橋についての町実施分に係る補修工事ほか5橋の工事請負費となります。なお、メンテナンス事業については、道路施設等の点検を実施しており、その結果を踏まえて順次補修工事を行っておりますが、本事業についても国庫補助金の内示額により実施が変更となる場合がありますので、これにつきましても事前にご承知おきをお願いします。詳細は、予算説明書77ページ上段をご確認ください。

次に、3項1目河川費になります。14ページも併せて御覧ください。河川改修事業として、今年度、普通河川深沢川の改修に係る測量設計を行ったところですが、その中で必要となった用地等について、測量分筆登記や補償算定を行おうとするものです。また、工事請負費については、普通河川深沢川河川改修工事ほか2河川を予定しております。詳細は、予算説明書77ページ下段にございます。

次に、4項都市計画費、1目公園費ですが、湯本地区の湖岸公園管理経費となります。2目下水道費は、下水道事業の特定環境保全公共下水道事業及び浄化槽事業への繰出金と出資金となります。

続いて、5項1目住宅管理費になります。16ページの西和賀町住まいづくり応援事業は、居住環境の向上を目指し、水洗化、バリアフリー化に助成するもので、80万円を計上させていただきました。木造住宅耐震診断士派遣事業と木造住宅耐震改修支援事業は、それぞれ1件の予算を計上しております。住まいの省エネルギー改修推進事業は、住宅の省エネルギー性向上に要する経費に対し補助金を交付するもので、省エネ診断、改修事業等をそれぞれ1件について予算計上しております。また、長寿命化計画に基づき、老朽化が進んでいる公営住宅の改修を順次進めておりますが、令和8年度は町営新町団地の一部について

て、屋根、外壁等断熱改修を行うため、設計業務を委託する予定です。工事請負費に関しては、大沓団地特定公共賃貸住宅について、今年度に引き続き3棟6戸の改修工事を行うこととしております。なお、本事業についても、交付金の内示額により実績が変更となる場合がありますので、ご承知おきください。詳細は、予算説明書78ページから80ページ上段でございますので、ご確認をお願いします。

17ページを御覧ください。最後に、11款の災害復旧費ですが、こちらは小規模な災害が発生した場合に迅速に対応するため、最低限必要となる予算を計上しているもので、修繕料と重機借上料、それから原材料費として大型土のうなど、応急復旧資材の購入費を計上しております。

なお、歳入につきましては、2ページと3ページに掲載をしておりますが、前年度との比較において23款1項5目土木債の金額に開きがありますが、事業総額に差があることから生じたもので、それ以外では前年度と大きな相違点はございません。

以上で建設水道課の建設土木関連に係る予算概要の説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では次に、歳出に関しページごとに審査を進めます。

歳入の4ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 5ページ、6ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 7ページ、8ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。9ページ、10ページ。

真嶋実委員。

2番 9ページの道路施設点検事業の中で、JR北上線、「ミドリバシ」と読むのですか、ほか1橋の橋梁定期点検の負担金ということですが、定期点検の頻度と、それから負担金の基になる根拠をお知らせください。

また、先ほどの説明ですと、財源のところで、国ですか、県ですか、の財源について触れられていたように思いますが、これについてJRに対して町が負担することだと思えますけれども、さらに町が負担するに当たっての財源が別途あるのかどうか、お知らせください。

委員長 高橋建設水道課長代理。

建設水道課長代理 お答えします。

定期点検の頻度につきましては、道路法施行規則に基づき、5年に1回の頻度で実施することが義務づけられており、当該橋梁におきましては平成28年度に1巡目、令和3年度に2巡目の点検を実施しており、今回3巡目の点検として予算計上させております。

また、負担金の根拠につきましては、JR東日本盛岡支社様よりいただいた概算額を精査し、予算計上しております。

それから、負担金に対する財源ですが、道路メンテナンス事業費補助金として国庫補助金をいただいております。負担金の66%が国庫補助金となります。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。11、12ページ。

刈田敏委員。

11番 清水ケ野のスノーシェルター、かなり危険なことは感じていましたし、前からいろいろありましたけれども、今回撤去に至った経緯と、あとそれによって不具合はないのか、

その辺のことを説明をお願いします。

委員長 高橋建設水道課長代理。

建設水道課長代理 それでは、スノーシェルターの撤去に至った経緯について説明します。

令和4年度に実施しました定期点検の結果、鋼材の不足や屋根材の劣化など、広範囲にわたり老朽化が確認されたことから、健全性の診断を行ったところ、判定区分は3の早期措置段階、すなわち構造物の機能に支障が生ずる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判断されました。このことから、当該箇所の吹雪対策について改めまして検討したところ、建設当時と比較し、周辺では県道のバイパス化や防雪柵の設置が進んだほか、新たに介護老人保健施設が建設されるなど、道路環境が大きく変化しております。こうした変化により、冬季の吹雪発生リスクが低減していると考えられることから、当該施設の機能を精査した結果、老朽化したスノーシェルターを撤去し、新たに防雪柵を設置することで防雪機能を確保できるものと判断し、撤去する運びとなりました。

以上です。

委員長 刈田敏委員。

11番 トンネル化というか、まだ新たなスノーシェルターはかなり難しいということのようですねけれども、雪よけというか、暴風の枠をつけるということだと、それというのは調査とかは行ってきた経緯にあるのですか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 令和6年度予算でお認めをいただいた吹雪対策調査がございましたので、それでシェルターはある状態ではございますが、現況の状況を一冬しっかり見させていただいて、風の状況、雪の状況等を見させていただいた上で、吹雪に対する対応としては、シェルターではなくても大丈夫だろうという判断をしております。

ただ、実際にはスノーシェルターあります

ので、撤去工の後に、一冬どうしてもない状況でやらざるを得ませんから、改めて防雪柵設置についての調査をもう一度そこで行いながら、防雪柵の設計を改めて行う予定としておるところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 私も今のところで、説明書のほうだと76ページにありまして、これにはスノーシェルター2基について点検した結果とありますけれども、今言われました清水ケ野線については撤去ということですねけれども、2基点検して、同じように老朽化が見られたということであれば、もう一基についてはどのような対応をしていくということなのでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 湯本清水ケ野線にございますスノーシェルターについては、清水ケ野スノーシェルターと湯田スノーシェルターというふうにあります。あれが2基という意味でございます。防雪柵については、清水ケ野側のスノーシェルターの設置を目指しておりますが、どうしても掘り割りの部分となります湯田については、どのような形にするかを今検討しようと考えてはおります。

ただ、囲まれていますので、吹雪という問題は、基本的にはありませんが、道路が見えなくなるような状況では困りますので、反射板等を設置するなどを検討していこうというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。13、14ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 すみません。橋梁の改修工事で、今課長からも説明あった山室橋に関して、残すべき近代土木ランクBということで、管理運営費などを見るというような話があったのです

けれども、実際の工事について、今年度は補修工事となっていますので、今年度補修工事全て完成するまでいくのか、管理運営費等々という話があったのですけれども、もう少し具体的に教えていただければと思います。

委員長 高橋建設水道課長代理。
建設水道課長代理 お答えします。

山室橋の補修につきましては、橋梁の長寿命化と安全な通行確保をするため、次の5つの項目に重点を置き、整備を進めたいと考えております。

1つ目は、橋面及び舗装についてです。現在当該橋梁には、水槽が設置されておりましたが、雨水や凍結防止剤の浸透によるコンクリートの劣化を抑制するため、新たに橋面防水工を施し、併せて経年劣化した舗装の打ち替えを行います。

2つ目は、排水施設についてです。現在排水ますが未設置であるため、道路の排水管からの水がコンクリート部材に飛散し、劣化を早める要因となっております。これらを適切に改修し、コンクリート構造物の保護を図ります。

3つ目は、防護柵、高欄についてです。変形や欠損が確認されていることから、全面的な更新を行い、歩行者の安全確保に配慮した仕様の柵を設置いたします。

4つ目は、コンクリート部材についてです。橋台や桁、床版、アーチ部に見られるコンクリートの浮きや剥離、鉄筋露出等に対し、断面修復工などの適切な補修を実施いたします。

5つ目は、洗掘対策についてです。橋台の基礎部において、排水や河川の流れによる洗掘が確認されているため、安全性を確保するために対策工を実施いたします。

以上、主な内容5点について申しましたが、本事業は補修範囲が広範囲にわたることや、河川内の作業など、施工時期が限定される工種も含まれることから、令和8年度と9年度

の2か年に分けて計画を実施してまいります。以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 そうなりますと、非常に交通量も多いところだと思えるのですけれども、通行止め期間とか、あとは車もですけれども、西和賀高校生などもよく通るところなのですけれども、橋の渡れない期間等があるのか、その点についてお願いします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 まだ業者等、決まっておりますので、詳細はこれからになりますが、できる限り配慮した形で進めたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15、16ページ、質疑ありませんか。

唐仁原俊博委員。

6番 16ページです。住まいの省エネルギー改修推進事業、その中の住まいの省エネルギー改修推進事業補助金についてです。今定例会の補正予算の中でも話題に上げたので、この際お尋ねしたいなと思っているのですけれども、これは対象住宅の基準とか、あと工事完了したときの目標値とか、結構レベルが高いものだと思いますが、一方で活用できるなら活用するにこしたことはないかなと思っております。補正予算の話の後に少しお話ししたのですけれども、住宅丸々でなくて、例えばその中の限られたスペースであるとか、そういったところだけでも省エネ対応させたいというふうな需要にも応えられるような補助金だと思うのですけれども、そういう認識でいいかということ、補正予算のときにもどういうふうに周知を行っていたかという話をしたのですけれども、町内事業者が工事を行うときとかに、こういう補助金がありますよという話も出るかなとは思っているのですけれども、

ども、呼びかけ等、拡充させていく考えあるか伺えれば。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 西和賀町住宅省エネ改修推進事業でございますけれども、これ国が主導する事業でございます。そういった意味で国の補助金が2分の1、県の補助金が4分の1、不足部分について町が補助をするという形を取っている事業で、国の制度を基本的に各市町村がそのまま用いている状態の補助金ということになります。制度としては、そういった観点から非常になかなか難しい補助の状況になっておるので、分かりづらいかなどというところはあるかというふうに思っています。

後段のご質問からのお話になってしまいますけれども、町の広報を含めて、ホームページなどでも周知はしているつもりではあります。また、こういった部分に関しましては、工務店さんと建築業界の皆さんには周知をしておりますので、そういった折にはそういったところで相談をしていただきながら、町のほうにご相談をしていただければというふうに思っています。

ちょっと具体的に改修事業の中身についてなのですが、せっかくご質問がありましたので、まず省エネに対する診断をするための補助金と、それから改修事業として行うための補助金がございます。その中でも省エネ基準レベルとZEHレベルというのがございます。これは、国が定めています建物の断熱等の性能の等級がございます。どのような材料を使うかといったものによる、もしくはZEHレベルとなりますと、かなりこっちになるとレベルが高くなりまして、中の温度や風の状況等々、もう全て調べられるようなこととなります。ただ、取り組みやすいのは省エネ基準レベルでございますので、そういった部分であれば、まず全面建て替えも

きますし、全体改修もできますし、一部改修にも使えます。そういったことであれば使いやすいのかなと思う部分もありますが、それぞれにこれをやるための基準がありますので、それを満たしていただかなければいけないといったことから、工務店さんや我々のところとまずは相談していただきながら、しっかり改修の中身について詰めていただいてから申請をしていただいたほうがいだろうなというふうに感じているところです。

ただ、実際、去年、おとし……6年度からやっておりますけれども、まだ申請がないような状況でして、せっかくですから使っていただきたいなというふうには思っているところでありますので、引き続き周知に関しては検討は進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。17ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで建設水道課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

引き続き、議案第29号 令和8年度西和賀町水道事業会計予算についての審査に進みます。建設水道課長から予算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 それでは、改めまして上下水道

事業関連について、初めに令和8年度西和賀町水道事業会計予算の概要について説明いたします。

ご確認いただく資料につきましては、令和8年度西和賀町水道事業会計予算書と、事業の詳細は令和8年度西和賀町予算説明書にてご確認をいただきます。予算の対応につきましては、議案上程の際に申し上げておりますので、ここでは予算明細書を中心に説明いたします。

初めに、予算書20ページを御覧ください。収益的収入及び支出から説明いたします。1款1項1目原水及び浄水費は、原水の取り入れや、ろ過滅菌に係る設備の維持管理等に要する経費です。令和8年度も会計年度任用職員として2人の施設維持作業員を任用するため、給料、手当及び法定福利費等を計上しているほか、施設電気料、電話専用回線使用料、21ページを御覧いただき、各施設保守委託料、水質検査手数料、賃借料、修繕費や薬品費など7,200万1,000円を計上しております。昨年度との当初予算ベースにおける比較では、417万円ほど増額となっておりますが、その内訳は水道作業員の人件費増のほか燃料費、薬品代が高騰しているもののほか、新たに柳沢・長峰浄水場水処理制御盤プログラム改修業務を委託することとしております。内容としましては、昨今の線状降水帯などによる集中的豪雨などにより、特にも河川表流水を取水している浄水場の薬品注入など制御が建設当時と異なっていることから、改めて現状に合わせ調整を行おうとするものです。

22ページを御覧ください。2目配水及び給水費は、配水に係る設備や給水関連の維持関連等に要する経費ですが、メーター交換業務、管理台帳システムメンテナンス業務や漏水調査業務を委託するほか、配給水管の修繕費、材料費1,953万7,000円を計上しております。なお、水道メーターは、計量法にて8年ごと

に交換が義務づけられているものです。3目総係費は、他経費以外の水道事業全般に関連する経費となります。水道事業の企業職員として2人ほか、会計年度任用職員2人の給料、手当、法定福利費などです。

また、24ページには、水道メーター検針業務委託料や料金システム保守委託料、指定金融機関など送金等に伴う手数料、賃借料や負担金など6,088万7,000円を計上しております。なお、新たな事業としては、今年度策定しております水道事業の基本計画により進めることとしている浄水場など施設の統廃合を盛り込んだ水道事業の許認可を受けるため、令和8年度において申請資料の作成に着手することとしております。詳細は、予算説明書80ページ下段に掲載しておりますので併せてご確認ください。

25ページ、4目減価償却費は、建物の有形固定資産やソフトウェア等の無形固定資産の減価償却費に要する経費で2億4,325万5,000円を計上しております。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、建設改良事業に充当した企業債利息など1,451万2,000円を計上しております。2目消費税及び地方消費税は、確定申告に伴う消費税額及び地方消費税額として245万7,000円を計上しております。

3項1目予備費は50万円を計上しております。

次に、収益的収入について説明いたします。19ページを御覧ください。1款1項営業収益については、1目給水収益として水道料金1億4,195万5,000円、2目その他の営業収益として水道加入金など1,036万4,000円を見込んでおり、給水収益については昨年度と比較し753万1,000円増、雑収益は128万円増で、営業収益全体では904万6,000円の増益を見込んでおります。これは、水道料金改定が昨年7月だったことや、横手市山内黒沢地区への給

水開始が6月ほどからだったことによるものです。

2項営業外収益、2目他会計補助金については一般会計補助金として1億7,434万5,000円、3目長期前受金戻入については国庫補助金等を充当して取得した資産の補助金等相当額の当該年度の減価償却分を収益として計上するものなどで5,780万3,000円、4目雑収益についてはメーター検針業務負担金等で250万3,000円をそれぞれ見込んでおります。

収益的収入及び支出の収入総額は3億8,693万1,000円を予定しており、支出総額である4億1,416万9,000円との差額は2,723万8,000円の費用超過を見込んだ予算となります。このことにつきましては、支出において固定資産の除却等が生じたことに起因するもので、いずれも現金支出を伴っていないことから、地方公営企業法施行令第18条第5項において認められている予算の施行に関する規定に基づき、適正な処理方法となります。また、現金支出を伴いませんので、事業に必要な資金が不足するといったことはありません。

次に、資本的収支についてですが、27ページを御覧ください。資本的支出について説明いたします。1款1項1目水道施設改良費として670万5,000円を計上しており、湯川浄水場の活性炭ろ過材の更新を行う予定としております。また、2目配水管布設替え事業費として3,783万6,000円を計上しております。これは、令和7年1月に策定した西和賀町上下水道耐震化計画及び今年度策定を進めている水道事業基本計画に基づき、各管路等の耐震化を図ってまいります。そのため令和8年度は配水管布設替えについて実施設計を行うこととしております。また、岩手県が実施する主要地方道盛岡横手線泉沢地区のバイパス化工事に伴う配水管の布設替え工事を行うものです。ただし、県の事業進捗に合わせた施工となりますので、実施時期については調整が

必要となる場合もあります。同地区のバイパス化工事は、令和8年度を終期予定としていることから、本町における事業は切替え工事を含め令和7年度から3か年度を見込んでおります。詳細につきましては、予算説明書81ページと82ページ上段に掲載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

2項1目企業債償還金として3億8,011万8,000円を計上しております。

次に、26ページを御覧ください。資本的収入についてですが、1款1項1目企業債2,330万円、3項1目工事負担金1,000万円及び4項1目国庫補助金4,459万円は、先ほど支出で説明した配水管等の耐震化に伴うものと、主要地方道盛岡横手線泉沢地区の配水管布設替え事業費に伴うものです。改めまして、26ページの1款4項1目国庫補助金についてです。私の説明で、今「4,459万円」と申しましたけれども、訂正させていただきます。

「445万9,000円」でございます。これにつきましては、先ほど支出でご説明した配水管等の耐震化に伴うものと、県道の配水管布設替え事業費に伴うものとなっております。

2項1目他会計出資金については、一般会計からの出資金として2億4,658万4,000円を計上しております。資本的収入が資本的支出に対して1億4,031万6,000円の不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

その他職員給与費明細は、9ページから14ページに掲載しております。また、財務資料としてキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書も併せて掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

以上で令和8年度西和賀町水道事業会計予算の概要説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳

入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

真嶋実委員。

2番 予算書の24ページ、説明書で80ページになります。水道施設統廃合等整備事業について、たしか説明書のほうですか、事業概要のほうでは施設統廃合及び施設改良を実施という形で示されておりまして、事業費内訳のほうに入りますと水道事業変更認可申請書作成業務委託料という名目になっております。金額的には2,614万8,000円と、それなりに大きな金額かと思えますけれども、この全額が許認可の変更という委託事業のための金額になるのか、また併せて言うと許認可によって発生する事業が全体的にはどのぐらいの規模のものになるのか、その2点をお知らせください。

委員長 北島建設水道課長代理。

建設水道課長代理 よろしくお願います。私のほうから回答します。前段の部分だけ私のほうから回答させていただきます。

今年度策定している上水道事業基本計画において、今後15年間の整備計画を定めることとしております。これは、主に施設の統廃合事業と、先ほど課長からもありましたが、耐震化への布設替え事業を進める計画となっております。このうち統廃合事業ですが、その内容については、まだ正式決定しておりませんが、いずれ新たに取水施設や浄水施設を整備する必要があり、これは水道法に定める水道事業経営の変更事項のため、国土交通大臣等から変更認可を受けなければ整備を実施できないことから、基本計画初年度になります令和8年度は変更認可の申請を行おうとするものです。業務委託内容は、水源予定箇所の水量調査及び水質試験や施設整備予定地の測量及び地質調査を行った上で、変更認可に係る申請書類を作成していただくこととしております。

前段の部分、以上でございます。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 業務委託料の金額の規模に応じ

て、今後のどのような事業規模になるのかというイメージのお話だと思います。それぞれ概算金額で15年間、様々なことをやる計画となっておりますので、その一つ一つについてちょっと説明するのはまたというところもございますので、ただイメージとしましては町内全域の中で統廃合が必要な施設、特に中部水系、これは新町も含めた全体を1つにしようとする計画を考えておりますし、さらに湯川についてもちょっと現在の施設では合わないといったところもありますので、そういった部分も含めた形で、各施設を統廃合する部分、それから配水管もしくは導水管等々も含めて、全ての物を変えていくこととなりますので、かなりの規模だというふうなイメージをしていただければいいと思います。今年度、今取り組んでいる最中でございますので、水道の基本計画にせよ下水道施設の統廃合計画にせよ、また経営戦略にも取り組んでおりますので、こういった部分、今年度策定終わりましたら、議員の皆様にも何らかの機会を設けて説明をさせていただきたいなというふうに考えておるところでございますので、そのときまで少しお待ちいただければというふうに思います。

委員長 真嶋実委員。

2番 ありがとうございます。今後15年間の全体に関わる変更の基本的な部分の申請だということで、改めて理解させていただきました。今後個々の事業が出てきたときは、それなりに変更また申請なりが出てくるのかなと思いますけれども、そういう中ではかなり大きなウエートを占める変更申請だということで理解してよろしいでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 水道事業に関しましては、許認

可が一番最初にあるということがまず基本となっています。これは、もう全体のこととなりますので、それなりの規模での調査等々、測量等々も含めて全部ということになりますので、それなりの金額になります。それぞれの施設等々のものになりますと、今度は基本設計と実施設計が入ってきますので、それぞれのときにまた予算化をしながらやっていくということになります。

ただ、あくまで計画でございますので、町の予算規模や当然事業の予算、もしくは起債の償還なども含めた上での平準化を求められている状況でございますから、あくまで計画の中でどのような形にこれからしていくかという形になりますが、許認可については一括でまず取っておかないと、事業を進められないということになります。これをまず令和8年度につくった上で、申請をしていきたいというふうに考えているところです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第29号 令和8年度西和賀町水道事業会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第30号 令和8年度西和賀町下水道事業会計予算についての審査に進みます。建設水道課長から予算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 引き続きまして、令和8年度西和賀町下水道事業会計予算の概要について説明いたします。

予算の対応につきましては、議案上程の際に申し上げておりますので、ここでは予算明

細書を中心に説明いたします。

初めに、予算書23ページを御覧ください。収益的収入及び支出の支出から説明いたします。1款1項1目管渠費は、下水道管渠の維持管理に要する経費です。マンホールポンプ場電気料、通報装置情報利用料金やマンホール等周辺の道路路面修繕費など1,684万8,000円を計上しております。2目処理場費は、湯田浄化センターや沢内浄化センター及び北川舟浄化センターに係る設備の維持管理費等に要する経費です。光熱水費、各センター施設維持管理業務委託など8,270万4,000円を計上しております。なお、修繕費については、湯田浄化センターの脱臭設備活性炭の交換を予定しております。その他処理場における緊急修繕が発生した場合の対応修繕費も合わせて計上しております。

24ページを御覧ください。3目浄化槽費は、浄化槽の維持管理に要する経費です。維持管理業務委託、汚泥くみ取りや法定点検手数料及び修繕費として1,077万9,000円を計上しております。なお、法定点検に関しましては、年間4回実施することが義務づけられております。4目総係費は、他経費以外の下水道事業全般に関する経費となります。下水道事業の企業職員2人ほか、会計年度任用職員1人の給料、手当、法定福利費などです。その他出納、収納の取扱いに係る金融機関手数料、各システム使用料や日本下水道協会などへの負担金として3,174万7,000円を計上しております。昨年度と比較して2,093万7,000円の減額は、今年度進めている公共下水道統廃合検討と併せて、経営戦略の見直しによる計画策定が完了することによるものです。

次に、26ページ、5目減価償却費は、建物等の有形固定資産やソフトウェア等の無形固定資産の減価償却費に要する経費で2億7,719万7,000円を計上しております。

27ページを御覧ください。2項1目支払利

息及び企業債取扱諸費は、建設改良事業に充当した企業債利息など3,515万8,000円を計上しております。2目消費税及び地方消費税は、確定申告に伴う消費税額及び地方消費税額として447万円を計上しております。

3項1目予備費は150万円を計上しております。

次に、収益的収入について説明いたします。21ページを御覧ください。1款1項営業収益については、1目下水道使用料4,761万1,000円、2目農業集落排水施設使用料379万1,000円、3目戸別浄化槽施設使用料1,345万6,000円をそれぞれ見込んでおります。また、4目その他営業収益として排水設備工事指定店申請手数料など2万4,000円を見込んでおります。

2項営業外収益、2目他会計補助金については、一般会計補助金として1億1,964万8,000円を見込んでおり、3目長期前受金戻入については国庫補助金等を充当して取得した資産の補助金等相当額の当該年度の減価償却分を収益として計上するものなどとなっております。2億295万4,000円を計上しております。

また、22ページ、4目消費税及び地方消費税還付金として114万1,000円を見込んでおります。収益的収入及び支出の収入総額は3億8,867万5,000円を予定しており、支出総額である4億6,040万3,000円との差額は7,172万8,000円の費用超過を見込んだ予算となります。このことにつきましては、水道事業会計と同様に、支出において固定資産の除却等が生じたことに起因するもので、いずれも現金支出を伴っていないことから、地方公営企業法施行令第18条第5項において認められている予算の施行に関する規定に基づく適正な処理方法でありまして、また現金支出を伴っておりませんので、事業に必要な資金がショートするといったことはございません。

次に、資本的収入及び支出についてですが、30ページを御覧ください。支出について説明いたします。1款1項1目、管路施設整備費1億2,204万4,000円、2目処理場施設整備費1,490万6,000円をそれぞれ計上しておりますが、これは公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、令和7年度から順次老朽施設関連の更新を図ることとしており、令和8年度においてはマンホール関連の更新工事、処理場の電気設備改築など、工事実施に伴う設計、積算及び工事請負費を計上しているほか、岩手県が実施する主要地方道盛岡横手線泉沢地区のバイパス化工事に伴う下水道管路の布設替えを実施することとしております。詳細につきましては、予算説明書82ページ下段、83ページ上段に掲載しております。

31ページ、3目浄化槽整備費は、7人槽5基の合併処理浄化槽の設置を計画し、2,246万4,000円を計上しております。本事業の詳細につきましても、予算説明書83ページ下段に掲載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

2項1目企業債償還金として2億9,631万7,000円を計上しております。

3項1目基金積立金は、浄化槽事業における下水道事業債に係る県支出の償還基金補助金を積み立てるもので79万2,000円を計上しております。

次に、28ページを御覧ください。資本的収入についてですが、1款1項1目企業債1億6,080万円と、4項1目国庫補助金6,325万2,000円を計上しておりますが、資本的支出で説明した老朽化施設関連の更新に係る一部財源となっております。

2項1目他会計出資金については、一般会計からの出資金として2億1,529万4,000円を計上しております。

3項1目から3目は、各事業の分担金として124万5,000円を計上し、4目工事負担金

1,300万円は、先ほど支出で説明したとおり、岩手県施行の県道のバイパス化に伴う下水道管路の布設替え工事に係る岩手県の補償費です。

4項2目県補助金74万2,000円も、先ほど支出で説明したとおり、下水道事業債償還に係る県からの基金費補助金となります。

29ページ、5款1目基金取崩収入として150万円を計上しております。資本的収入が資本的支出に対し690万円の不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

その他職員給与明細は、9ページから14ページに掲載しております。また、財務資料としてキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書も併せて掲載しておりますので、ご確認ください。

ここで17ページを御覧ください。令和8年度末の予定貸借対照表についてですが、下水道事業会計は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業の3事業を運営しており、それぞれをセグメントとして取り扱っております。セグメントごとの営業収益等は、3、セグメント情報に関する注記の(2)表に詳細を記載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

以上で令和8年度西和賀町下水道事業会計予算の概要説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第30号 令和8年度西和賀町下水道事業会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで建設水道課への審査をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

次週3月9日は、午前9時30分から健康福祉課の審査を開始します。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時07分 散 会